

# 福利厚生事業の紹介

## 臨時的任用職員・会計年度任用職員等に任用された皆様へ 長崎県教育委員会・公立学校共済組合長崎支部・一般財団法人長崎県教職員互助組合

皆さんは公立学校の臨時的任用職員等として任用されたことに伴い、公立学校共済組合及び教職員互助組合に加入することになります。（年金給付事業は、日本年金機構の取扱いとなります。）

県教育委員会、公立学校共済組合、教職員互助組合の三者が一体となって、心身ともに健康で意欲を持って職務に励んでいただけるよう、様々な取組みを通して「働きやすい職場づくり」の支援を行います。

### 公立学校共済組合

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 県教育庁福利厚生室内 公立学校共済組合長崎支部  
TEL:095-894-3343 FAX:095-894-3472 <https://www.kouritu.or.jp/nagasaki/>

公立学校共済組合は、法に基づき設置され、教職員等を組合員として組織された特殊法人です。支部を各都道府県教育委員会に置き、組合員と扶養家族の生活の安定と福祉の向上を目指し、各種事業を行っています。

#### 事業の概要

##### 短期給付事業（医療費・各種給付）

組合員や被扶養者の病気やケガ、出産、死亡などに対して給付があります。

##### 1 医療費

組合員と被扶養者に、いわゆる「保険証」である **組合員証や被扶養者証** を交付します。

皆さんは、組合員証を医療機関に提示することにより、医療費の自己負担が3割になります。残りの7割は公立学校共済組合が負担します。

##### 2 出産したとき

本人や被扶養者が出産したとき、出産費を給付します。

##### 3 死亡したとき

本人や被扶養者が死亡したとき、埋葬料を給付します。

##### 4 災害を受けたとき

災害を受けたとき、見舞金を給付します。

##### 5 育児や介護・病気で休業したとき

休業の事由に応じた手当金を給付します。

※ 短期給付については、組合員期間等の支給要件があり、給付が受けられない場合があります。

##### 福祉事業（その他の事業）

##### 1 厚生事業

組合員の健康の保持増進を図るため健（検）診事業や健康管理事業を行っています。

- 人間ドック・器別検診  
※概ね1年の雇用が見込まれる方のみ対象
- 健康づくり講座
- ウォーキンググランプリ（チームで歩数を競い、上位者等には賞品を贈呈）

##### 2 貸付事業

組合員が臨時にまとまった資金が必要な時に貸付けを行っています。（特別貸付け）

##### 3 宿泊事業

組合員の福利厚生施設として公立学校共済組合長崎宿所「ホテルセントヒル長崎」の運営を行っています。

当ホテルは、皆様が利用される場合は割安な組合員料金が適用されます。

また、婚礼や会合、宿泊等の利用補助が受けられます。

#### 財源

事業に必要な経費は、法に基づき、皆さんの給料や期末手当等から控除される掛金等と地方公共団体からの負担金で賄われています。

**短期掛金** 標準報酬月額（標準期末手当等）×48.01/1000  
医療費や福祉事業に充てられます。

**介護掛金** 標準報酬月額（標準期末手当等）×7.96/1000  
介護保険制度に充てられます。40歳以上65歳未満の組合員が対象となります。

※年金給付事業は、日本年金機構取扱いの厚生年金保険に加入します。

# 県教育委員会（福利厚生室）

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

TEL:095-894-3342 FAX:095-894-3472 <https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-fukuri/>

県教育委員会では、地方公務員法第 42 条に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について事業を行っています。

## 事業の概要

### 1 メンタルヘルス相談事業

県内の提携医療機関で、心の健康に関する相談を3回まで無料で行うことができます。

### 2 公務災害・通勤災害

公務が原因となって発生する負傷や疾病、通勤中の負傷等に対して療養補償等を行います。※学校勤務の会計年度任用職員は労災法により補償。

### 3 児童手当（臨時的任用職員等は市町から受給）

児童手当法に基づき、児童を扶養している者に児童手当を支給しています。

### 4 健康診断及びストレスチェック

県立学校教職員に対して労働安全衛生法に基づく、定期健康診断やストレスチェックを実施しています。※小・中学校は市町教育委員会が実施します。

## 教職員互助組合

〒850-8566(個別番号) 長崎市尾上町 3-1 県教育庁福利厚生室内 一般財団法人長崎県教職員互助組合  
TEL:095-824-4721 FAX:095-825-4792 <https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/>

教職員互助組合は、教職員相互の共済と福利増進を目的に長崎県の条例に基づき設置された法人です。公立学校共済組合長崎支部の組合員で組織され、皆さんが教育に専念できる環境づくりをサポートするための事業を実施しています。詳しくは、別途送付される「5号組合員用リーフレット」をご覧ください。

## 事業の概要

臨時的任用職員・会計年度任用職員の皆さんは、「第5号組合員」として、互助組合事業を利用することができます。原則、掛金の納入はありませんので、利用できる事業は、一部の事業のみとなります。

### 1 会員証割引事業

提携施設で「会員証」を提示することで、割引や特典を受けることができます。

### 2 期間限定優待情報

互助組合ホームページに協力企業から提供していただいた期間限定のお得な情報を随時掲載。

### 3 県委託事業

教職員地域厚生事業（レクリエーション活動等の費用を助成）、健康保持増進事業（若年層検診事業・健康生活づくりサポート事業）  
※ 脳ドック受診への助成はありません。

### 4 公益目的事業

次世代を担う子どもたちに芸術に接する機会を提供することを目的とした「スクールコンサート」を実施しています。

### 5 ランチセミナー

リフレッシュと相互交流を目的として、休日にホテル厳選のランチと生活に役立つセミナーを実施しています。（ただし、補助はなく、家族の参加費と同額）

### 6 じゃらんコーポレートサービス

宿泊予約サイト「じゃらん」の法人版、じゃらんコーポレートサービスの限定プランを利用できます。

※臨時的任用職員のうち希望される方（詳細は互助組合ホームページ参照）

掛金を納入することで、療養費やカテゴリーラン（年度 8,000 円補助）などの給付事業等を利用することができます。

・提出書類：共済資格取得日の翌月末までに、「互助組合掛金控除依頼書」の提出

・掛金：給与月額  $\frac{7}{1000}$  を給与から自動引落し（参考：正規職員の掛金率は  $\frac{10}{1000}$ ）

## 広報誌の発行等

● 広報誌「グッとスマイル長崎」（福利厚生室・公立学校共済組合長崎支部・教職員互助組合共同発行）  
年間4回発行し、福利厚生事業についての情報や、組合員の声、教職員の生活に有益な情報をわかりやすく提供しています。

● 教職員専用サイト「マイページ」（<https://mypage1.news.ed.jp/>）

共済組合や互助組合の給付金明細や各種通知書等をスマホ、PC など、いつでもどこでも確認できるサイトです。組合員の皆さまには、採用時にユーザー登録をお願いします。

● ホームページの運用

福利厚生室、公立学校共済組合長崎支部、教職員互助組合ともそれぞれホームページを運用しており、詳しい事業内容や期間限定の優待情報等を掲載していますので是非ご覧ください。

各種事業は、皆さんからの請求・申請に基づいて行われるものが多く、学校を経由して提出していただくこととなります。（給付金等は、本人口座へ送金します。）